

“新発売” ケーブルラック用耐火遮へいカバー (その1)



● 耐火遮へいカバーについて

東京消防庁監修(財)東京防災指導協会発行の平成10年7月(改訂第五版)「予防事務審査・検査基準Ⅱ」で非常電源回路等の耐火電線等(耐火電線と一般電線の混在したものを含む。)をケーブルラックで露出して布設する場合「ケーブルラック下部を不燃材料で遮へいすること」と示されています。

————— 本 文 抜 粋 —————

6 非常電源回路等

非常電源回路、操作回路、警報回路、表示灯回路(以下「非常電源回路等」という。)は、消防用設備等の種別に応じて次により施設するものとする。

(1) 屋内消火栓設備

屋内消火栓設備の非常電源回路等は、次によること。

オ 耐火電線等(耐火電線と一般電線の混在したものも含む。)をケーブルラック等により露出して敷設する場合は、次のいずれかにより設けること。ただし、機械室、電気室等、不特定多数の者の出入りしない場所に敷設する場合は、この限りではない。

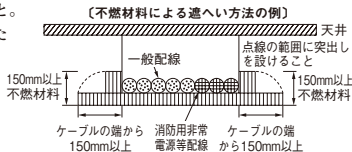
(ア) 別表B欄(1)から(4)の工事とすること。

(イ) 準不燃材料又は不燃材料でつくられた天井内にいんべいすること。

(ウ) 耐火電線等に延焼防止剤を塗布すること。

(エ) ケーブルラック下部を不燃材料で遮へいすること。(第2-15図参照)

(オ) 別に指定する耐火電線を用いる場合。



第2-15図

※高難燃ノンハロゲン耐火電線(自主認定品)については、(オ)に該当するものとして指定している。